

用行義塾に関する未公開資料「沿革誌」について（その1）

YOHKOH-GIJYUKU, the first elementary school in Fukuroi in the Meiji era,
and unpublished historical records of Fukuroi-Higashi Elementary School ;vol.1

小栗 勝也*
Katsuya OGURI

本誌規定の紙数の都合から便宜的に以下の2つに分け同時に発表した。
「用行義塾に関する未公開資料「沿革史」について（その1）」
…以下、本稿内で略する時は「(その1)」とする。
「用行義塾に関する未公開資料「沿革史」について（その2）」
…以下、本稿内で略する時は「(その2)」とする。

1. はじめに

『静岡県教育史 通史篇上巻』⁽¹⁾、及び『静岡県教育史 年表統計篇』⁽²⁾に用行義塾に関する記述がある。前者は用行義塾に関する記述としては珍しく足掛け3頁の分量があり、原資料の引用もなされているが、内容のレベルは『袋井市史・通史編』（以下『市史』）の域を出るものではない。後者は年表中に用行義塾の設立のことが1行記載されているのみである。ここで注目したいことは、この2つの文献で使われている典拠資料として『袋井東小学校沿革史』、「刮目尋常高等小学校『沿革誌』」が明記されていることである⁽³⁾。この資料名は『市史』にも記されていない。

また、花井信『近代日本地域教育の展開』⁽⁴⁾では、用行義塾についてではなく、その後の後身の小学校に言及する部分が幾つかあるのみだが、典拠資料として「沿革誌」（61頁）、「刮目小学校「要書綴込」」、「刮目小学校「公務日誌」」（共に131頁）が使われている。

さらに、松下正「近代教育の黎明期に学校を支えた人々」（磐田歴史の会『磐田人物往来』⁽⁵⁾所収）では、「現袋井市立袋井東小学校の沿革誌を見ると」という断り書きをした上で、「明治五年七月有志者相謀り私立用行義塾を山名郡国本村久津部字新屋に設置す」の文を引用し⁽⁶⁾、参考文献の中には「袋井東小学校のあゆみ」（袋井東地区施設後援会）が記されている⁽⁷⁾。

以上の先行研究から、用行義塾とその後身小学校に関する沿革をまとめた資料が幾つか存在し、それらが既に

調査されていることが分かる。特に用行義塾に関する記述が含まれているものは、「沿革誌」または「沿革史」の名が付く資料であると推察される。

それらの資料を筆者も自分の目で確認したいと考え、各図書館を調査したが、どこにも存在しなかった。そこで2014年12月10日付で袋井東小学校長宛に手紙を送り、学校にこれらの資料が保存されていないかを照会した。すぐに校長の小澤一則先生からお電話を頂き、内容が合致するか否か不明ではあるが、それらしき資料があるとの連絡を受けた。小学校は2学期の終業式を直前に控えていた頃であったので、年明けに訪問し、拝見させて頂くということで了承を得た。

翌年1月9日午後、筆者は袋井東小学校を訪ね、資料の提示を受けた。小澤校長は事前に市教育委員会にも連絡され、筆者にこれらの資料を見せることの許可を教育委員会から得ている旨を伝えて下さった。従って今回の資料閲覧については、袋井東小学校だけでなく袋井市教育委員会からも協力を頂いたことになる。そのことをここに記し、関係各位に感謝の意を表する次第である。

筆者は「沿革誌」または「沿革史」の名が付く資料は既存文献中で二重括弧が付されることがあったので、図書であると勝手に想像し、それゆえ図書館を探したのであるが、実物は公開資料ではなかった。罫紙に手書きで記された用紙を主として、これらの用紙を重ねて厚紙の表紙と裏表紙を付けた上で、糸で和綴り製本された手製の冊子であった。表紙には「沿革誌」と墨書されている。その冊子は10冊以上存在していた。

小澤校長は、筆者に閲覧させるこれらの非公刊資料を事前に校長室の中央にある長いテーブルの上に並べて下さっていた。そこに「沿革誌」があるのはすぐに分かったが、中には「沿革」ではない冊子も何点かあった。また、冊子とは別に、紙紐で括られた文書の束も幾つかあ

た。この文書束には「要保存／教育史資料」の表題の下、「この資料は「静岡県教育史関係資料目録」に登録されている貴重な資料です。/もし、処分される場合は下記までご連絡ください。」(「/」は改行を示す)と記された静岡県立教育研修所・教育史史料連絡委員会によるオレンジ色の用紙⁶⁾が、すべての束の一番上に添えられてあった。以上の資料を筆者はその場で簡単に拝見したが、文書束は保存状態が良くないものもあり、破損を恐れて紐を解くことはしなかった。

この日は、これらの資料のうち、文書束を除いて、冊子体の資料計17点を借用することにした。これらは元々2つの風呂敷包みにまとめられていたので、風呂敷ごと借用した。求めに応じて、その場で借用書を記し、小澤校長に提出した。すべての資料は大学の筆者の研究室から外に出さないこと、文書にはいかなる書き加えもしないことを約束してお借りしてきた。そして約2か月間、調査を行い、3月16日に借用した17点の資料を元の形のまま風呂敷と共にすべて返却した。

また、同時にこの時、前回手を付けずに残した文書束を5つと、その他の資料を新たに借用した。前回と同様に借用書を記し、筆者の研究室で預かることにした。これらの文書については、まだ調査の途中(2016年1月現在)なので、例外を除き、本稿では詳しく触れない。

以下、「沿革誌」に関する調査結果と、そこから判明した用行義塾に関する情報を記していきたい。

2. 沿革誌の書誌情報～調査結果1

(2-1) 2種類の沿革誌

袋井東小学校から借用した資料の中には「沿革史」という名の冊子体はなく、すべて「沿革誌」であった。従って、もし「沿革史」の題名で記されている資料が他に存在しないとしたら、先行研究で「沿革史」と記されているものは、すべて「沿革誌」の誤記であると考えられる。

「沿革誌」は、縦罫線のみが入った罫紙に毛筆で記された文書が主であるが、ペン書きの文書も混在している。

また、罫線のない用紙に手書きされたものや、活版印刷物も一部に含まれている。これらの文書を山折にしてまとめ、やや厚い紙で表紙と裏表紙を付けて、糸で袋綴じにした和製本の冊子体になっている。1つひとつが冊子体で図書のように扱えるので、未公開資料ではあるが、本研究でも以下、二重括弧を付して『沿革誌』と表記することにしたい。

なお、理由は不明だが『沿革誌』は大きさと収録内容、形式等が違う2セットのものが存在していた。すなわち、第一編から第九編(しかも第八編が2つある)に「校規」の1冊を加えた計11冊の1セットと、明治20年から29年までの記録だけが記された2冊分の1セットである。

前者の11冊分の資料は、編纂された後にも逐次情報を追記することを前提にしていたようで、追記用のために未記入の罫紙が多数綴じ込まれている。しかし未記入のまま今日まで残っているということは、ここに追記する作業は徹底していなかったことになろう。実際に追加情報は時期によってかなり濃淡があり、時期が最近に近づくほど情報は希薄のようである。筆者が調査した時点では、平成24年度の校長名等の記録を確認できているので、もっとも新しい情報は平成24年度までということになる。但し、小澤校長の説明によれば、現在の同校では、ここに残すべき記録の多くは別の形で記され保存されているということである。従って、他の時期の多くの未記入部分についても別の形で記録が残されている可能性はある。しかし仮にそのようなことがあったとしても、未記入時期は用行義塾とは関係ない後の時期に限られるので、筆者の研究には特に支障はないと考える。

上記のように、この1セット分の資料は、現在でも編纂作業が継続されることを前提にしたものであることを考慮し、現校名を尊重して、『沿革誌(袋井東小学校)』と呼ぶことにしたい。但し、1冊ずつを限定して示す際には各編の呼称を入れて『沿革誌(袋井東小学校) 第一編』のように記す。但し資料名表記が長くなるので、略して示す際は『沿革誌 第一編』のように記す。

2セット目の2冊分の資料は、収録されている情報が

表1 沿革誌の資料名・略称・大きさの一覧

資料No.	小栗が付した資料名	小栗による略称名	資料の大きさ(小栗が測定、大よその寸法)
1	『沿革誌(袋井東小学校) 第一編』	『沿革誌 第一編』	横幅18.7cm、縦26.5cm、厚さ1.2cm
2	『沿革誌(袋井東小学校) 第二編』	『沿革誌 第二編』	横幅18.9cm、縦26.6cm、厚さ1.0cm
3	『沿革誌(袋井東小学校) 第三編』	『沿革誌 第三編』	横幅18.9cm、縦26.5cm、厚さ0.5cm
4	『沿革誌(袋井東小学校) 第四編』	『沿革誌 第四編』	横幅19.1cm、縦26.6cm、厚さ2.1cm
5	『沿革誌(袋井東小学校) 第五編』	『沿革誌 第五編』	横幅19.0cm、縦26.6cm、厚さ1.0cm
6	『沿革誌(袋井東小学校) 第六編』	『沿革誌 第六編』	横幅19.0cm、縦26.8cm、厚さ1.3cm
7	『沿革誌(袋井東小学校) 第七編』	『沿革誌 第七編』	横幅19.0cm、縦26.7cm、厚さ0.7cm
8	『沿革誌(袋井東小学校) 第八編 一』	『沿革誌 第八編 一』	横幅19.0cm、縦26.7cm、厚さ2.5cm
9	『沿革誌(袋井東小学校) 第八編 二』	『沿革誌 第八編 二』	横幅18.8cm、縦26.8cm、厚さ2.5cm
10	『沿革誌(袋井東小学校) 第九編』	『沿革誌 第九編』	横幅19.0cm、縦26.7cm、厚さ1.5cm
11	『沿革誌(袋井東小学校) 第一編第二章 校規』	『沿革誌 校規』	横幅19.7cm、縦27.7cm、厚さ0.5cm
12	『沿革誌(刮目尋常小学校) 明治20～24年』	『沿革誌 明治20～24年』	横幅16.5cm、縦23.3cm、厚さ1.3cm
13	『沿革誌(刮目尋常小学校) 明治25～29年』	『沿革誌 明治25～29年』	横幅16.2cm、縦23.0cm、厚さ1.6cm

明治20年から29年までのものであるから、この間の校名で最も長く使用された校名（後掲の表3を参照）である刮目尋常小学校の名を付けて『沿革誌（刮目尋常小学校）』と称することにす。なお、この時期には高等科が付け加えられ、尋常高等小学校と呼ばれる時期も含まれるが、期間全部に通用するのは尋常小学校であること、また、同資料で用いられている罫紙の中央部分＝綴じる際の山折部分に「刮目尋常小学校」と印刷されていることから、資料名には「高等」の文字を加えないことにした。こちらも1冊ずつを限定して示す場合には、原物の表紙に記されている収録期間を付して、『沿革誌（刮目尋常小学校） 明治20～24年』、及び『沿革誌（刮目尋常小学校） 明治25～29年』と記すことにす。但し、これも表記が長くなるので、略する時は『沿革誌 明治20～24年』のように記すことにしたい。

以上の2セット分の資料は、略称でも共に『沿革誌』となるが、編名が付されていれば前者11冊分のいずれか1冊を指し、年代が付されていれば後者2冊のどれかを指すことになる。また、セット全体を指す時には、11冊分の方を「1セット目」、2冊分の方を「2セット目」と呼び、さらに両方のセットを総称して呼ぶ場合には、単に『沿革誌』と表記することにす。以上が、筆者が付した資料の呼び名についての説明である。

これらの資料名・略称名と資料の大きさを一覧にしたものが表1である。「資料No」は、今後資料を特定して示す際に役立つであろうと考え、筆者が便宜的に付けたものである。資料Noの1～11までが1セット目、12～13が2セット目の資料となる。大きさについては、1セット目の方は横幅19cm×縦27cm程で揃っているが、厚さは資料によって差がある。2セット目はこれより一回り小さく、大よそ横幅17cm弱×縦23cm程である。

(2-2) 1セット目の『沿革誌』の特徴

1セット目の『沿革誌』の最大の特徴は、ほぼ全てが編纂開始以後の新しい情報を逐次追加することを前提で作られていることである。追加の責任者は校長である。『沿革誌 第一編』の冒頭には「沿革誌編纂者一覧」が置かれているが、そこに記されているのは「明治十一年度」の「校長」「清水清太」から始まって、「平成二十四年度」の「校長」「堀内正見」までである。ここから編纂責任者がその時々校長であることが分かる。

但し前述の通り、本来追加すべき情報がここに追加されなかった場合があり、また実際に記載されている情報も明治時代だけで終わっているものもあれば、平成まで続いているものもあり一定していない。従って『沿革誌』とは言っても、この学校の全歴史が網羅された資料にはなっていない。それでも他に代替できる資料はないので、用行義塾から袋井東小学校までの歴史を知るには、第1級の資料であることは間違いない。

また、この『沿革誌』では、第一編の「編纂者一覧」のあとに「目次」が置かれ、目次には「第一編 制度」から「第八編 記事概要」まで記されている。しかし実際には目次に記されていない第九編も存在している。何らかの理由で後から追加されたのであろう。これ以外にも、「目次」と実際に収録されている内容には多くの齟齬がある。目次には記されていないながら実際には存在しない章や節が幾つかあるし、目次にない節や資料も実在する。また章や節の名称も目次と実際とでは微妙に異なる場合がある。それらの違いの詳細は、次頁以下の表2に列記した情報を精査して頂ければ御理解頂けるであろう。

恐らくは収録すべき内容が、初めにどこかで例示されており、それに従って目次を記したけれども、実際に編集を始めると、それに該当する内容がないために割愛したり、或いは目次にない項目でも必要と判断して挿入したり、より適切な題名に修正する等の変更が加えられたのであろう。そのために多くの齟齬が生じたと考えられる。つまり、目次を書いた時には、実際に本資料に記載すべき内容が揃っていた訳ではないことになる。中身よりも前に、目次が先にあったのではないかと推測される。

(2-3) 編纂は上からの指示か

このように目次と実際との齟齬が多く見られることから、『沿革誌（袋井東小学校）』の編纂は、恐らくは上からの指示によって始められたのであり、学校自身の自発的主体的意思によって作られた訳ではないと思われる。目次を書き出しながら、そのように想像していたが、その後『沿革誌』の中身を細かく読み始めると、その想像を補強する材料があることに気が付いた。

その第1は、活字による印刷物の存在である。第一編第一章に「一般教育制度ノ概要」が置かれているが、実際の資料では、そこには「別紙印刷物之通り自一頁至六十頁トス」と書かれた用紙が置かれ、次の頁からは印刷物が他と同じように綴られているだけであった⁽⁹⁾。

しかも、この印刷物の冒頭には「静岡縣□□郡□□□立小學校沿革誌」の文字があるにもかかわらず、□の部分空白のまま綴じられている。空白部分には、例えば郡の所には「山名郡」、村の所には「久津部村」か「国本村」か「広岡村」など、その時に該当する村名が追記されて然るべきである。それなのに、実物は空白である。この『沿革誌』を学校自身の主体的意思で作ったのであれば、このような不体裁はあり得ない。印刷物冒頭の1行は「静岡縣」から始まるので、この印刷部分は明らかに静岡県が用意している。そのため編纂も県の指示で行われたのではないかと想像される。

更に指摘すべきことは、この印刷部分の内容は明治5年制定の学制から書き起こされているということである。学制以前に出来た用行義塾を母体とするこの学校の場合は、本来は学制の前から書き起こさなければいけないは

表2 沿革誌の表紙画像と構成内容の一覧

資料No.	略称名	表紙画像	第一編掲載目次の各編の章立て	実際の各編から確認した章立て・内容	備考
1	沿革誌 第一編		第一編 制度 第一章 一般教育制度ノ概要 第二章 学校制度ノ諸規定	沿革誌編纂者一覧 沿革誌目次 第一編 制度 第一章 一般教育制度ノ概要 第二章 学校制定ノ諸規定 第一節 本校設置前ノ概況 第二節 本校制定ノ諸規定	
2	沿革誌 第二編		第二編 設備 第一章 学校設置区域 第二章 学校ノ設廃分合及位置 第三章 学校ノ名称資格 第四章 校舎 第五章 校地 第六章 校具 第七章 教員住宅ノ概要	第二編 設備 第四章 校舎 第一節 本校設置前ノ概況 (其ノ一 国本村広岡村ニ於ケル学校) 第二節 本校設置前ノ概況 (其ノ二 村松村ニ於ケル学校) 第三節 本校設置後 第五章 校地 第一節 本校設置前ノ概況 (其ノ一 国本村広岡村ニ於ケル学校) 第二節 本校設置前ノ概況 (其ノ二 村松村ニ於ケル学校) 第三節 本校設置後 第一章 学校設置区域 第一節 本校設置前ノ概況 (其ノ一 国本村広岡村ニ於ケル学校) 第二節 本校設置前ノ概況 (其ノ二 村松村ニ於ケル学校) 第三節 本校設置区域 第二章 学校ノ設廃分合及位置 第一節 本校設置前ノ概況 (其ノ一 国本村広岡村ニ於ケル学校) 第二節 本校設置前ノ概況 (其ノ二 村松村ニ於ケル学校) 第三節 本校設廃分合及位置 第三章 学校ノ名称及資格 第一節 本校設置前ノ概況 (其ノ一 国本村広岡村ニ於ケル学校) 第二節 本校設置前ノ概況 (其ノ二 村松村ニ於ケル学校) 第三節 本校ノ名称資格 刮目尋常高等小学校概況 第七章 教員住宅 第一節 本校設置前 第二節 本校設置後 校内設備	・章が順序通りでない状態のまま綴じられている。 ・第六章がない。
3	沿革誌 第三編		第三編 基本財産 第一章 学校基本財産ノ設置廃止 支払及売却ノ概況 第二章 学校基本財産ノ管理方法	第三編 基本財産 第一章 学校基本財産ノ設置廃止 支払及売却ノ概況 第二章 学校基本財産ノ管理方法 第一節 学校基本財産積立村条令 第三節 基本財産一覧 第四節 奨学資金 小学校基本財産蓄積条例 小学校基本財産蓄積方法	・第二章第二節がない。 ・「…蓄積条例」「…蓄積方法」は末尾に挿入された資料で、他とは異なる赤色の罫紙で、中央の山折部分に「磐田郡久努村役場」と印刷されたもの2枚から成る。
4	沿革誌 第四編		第四編 校員 第一章 学校職員ノ組織任免資格俸給 第二章 教員ノ賞罰 第三章 学級ニ対スル職員配置及学級編制	第四編 校員 第一章 学校職員 第一節 序言 第二節 本校設置前 第三節 本校設置後 第二章 学校職員ノ賞罰 第一節 本校設置前 第二節 本校設置後 第三章 学級編成及職員配置 第二節 本校設置後	第三章第一節がない

資料No.	略称名	表紙画像	第一編掲載目次の各編の章立て	実際の各編から確認した章立て・内容	備考
5	沿革誌 第五編		第五編 生徒 第一章 学齡児童 第二章 就学及不就学 第三章 入学及半途退学 第四章 卒業生徒 第五章 生徒成績概要 第六章 生徒賞罰 第七章 学級編成	第五編 生徒 第二章 就学不就学 第三章 入学及半途退学 第四章 卒業生徒 【この後に無表題の統計表】	・第一章がない。 ・統計表は学年学級別の優秀者数やクラス人数か。昭和40年代以降は進級・卒業数のみ。 ・第五章以下がない。
6	沿革誌 第六編		第六編 経済 第一章 毎年度経費ノ予算及決算ノ摘要 第二章 基本財産ヨリ生ズル利子 第三章 寄附物件 第四章 授業料	第六編 経済 第一章 本校設置前 毎年度経費ノ予算及決算摘要 第二章 本校設置後	第三章、第四章がない
7	沿革誌 第七編		第七編 学事関係吏員 第一章 管理者及学務委員 第二章 全 上 本校設置後ノ状況	第七編 学事関係吏員 第一章 本校設置前 第二章 本校設置後	
8	沿革誌 第八編 一		第八編 記事概要 第一章 尊影及勅語謄本等 第二章 当局管吏視察ニ関スル件 第三章 職員出張等ニ関スル件 第四章 天災地変其他学校ニ影響ヲ及ボシタル事件 第五章 其他重要ナル事件	第八編 記事概要 第一章 尊影及勅語謄本等拝受ニ関スル件 第二章 当局管吏ノ視察ニ関スル件 第一節 本校設置前 第二節 本校設置後 第三章 職員出張等ニ関スル件 第一節 本校設置前 第二節 本校設置後 第五章 其他重要ナル事件	第四章がない
9	沿革誌 第八編 二		【もともと目次には存在しない冊子】	【章・節の記載はなく、昭和31年度から平成3年度までの行事等の記録が日誌のように編年体で並んでいる。】	
10	沿革誌 第九編		【もともと目次には存在しない冊子】	第九編 附記 第一章 学校ノ為メニ功勞アルモノノ事蹟 第三章 学校ト家庭ト連絡ノ情况	第二章がない

資料No.	略称名	表紙画像	章立てに関する備考	実際の各編から確認した章立て・内容	備考
11	沿革誌 校則 第一編第二章		【当該資料の冒頭に目次が置かれ、「第一章 御影勅語謄本奉詔ニ関スル規程(大正七年九月成文)」以下、多くの章節が示されているが、煩雑なので略す。】	【用行義塾に関するものはなかったため、実際に収録されていた資料の一覧も割愛する。】 【この資料からは、用行義塾関連の情報は何も見いだせない。収録されている一番古い規程でも明治36年以降実施のもの。】	
12	沿革誌 明治20～25年		【章立てはされておらず、日誌のように編年体で記録されている資料。記録は多数ある。最初の記録は明治20年1月1日の新年の儀式のことで、最後は明治24年12月21日の閉業式の記録。】	【同左】	
13	沿革誌 明治25～29年		【当該資料の冒頭の目次があり、その内容は以下の通り】 (一) 学校創設及廃止分合ノ事 (二) 新築副築其他校舎ニ付規模拡張ノ事 (三) 校地体操場農練習場等事業伸縮ノ事 (四) 学校経済 <small>毎年度教育費予算決算ノ款</small> 項及授業料ノ多寡寄附金等ニ関スル事 (五) 学校長以下職員及学事ニ関スル町村吏員更迭ノ事 (六) 学校長以下職員賞罰及増俸手当報酬恩給等ノ事 (七) 教育ノ方針ヲ指揮セシム事 (八) 教授時間割編製ノ大略 (九) 管理監査ニ付必要ナル規定ヲナセシム事 (十) 著シキ教授管理法ノ改良ヲナセシム事 (十一) 児童入退学猶予免除等ニ関スル事 (十二) 児童学業試験成績ノ大略 (十三) 児童賞罰ノ事 (十四) 儀式ノ概況 <small>児童卒業修成証書授与式学校創立記念式祝祭日新年式入学式等ノ類</small> (十五) 本校教育ニ付著シキ功績アリシ者ノ氏名及事実ノ事 (十六) 教育官等ノ巡視ニ付学校ニ対シ談話演説アルトキハ其大要 (十七) 天災時変ノ概況 (十八) 教育普及ノ為メ幻灯会茶話会談話会等ヲ設クルトキハ其概況 (十九) 陛下殿下ヲ送迎スルトキハ其概況 (二十) 児童実地終業又ハ運動会其他動植物礦物標本ヲ採集スルトキハ其概況 (二十一) 必要ト認ムル諸件	(一) 学校創設及廃止分合ノ事 (二) 新築副築其他校舎ニ付規模拡張ノ事 (三) 校地体操場農練習場等事業伸縮ノ事 (四) 学校経済 <small>毎年度教育費予算決算ノ款</small> 項及授業料ノ多寡寄附金等ニ関スル事 (五) 学校長以下職員及ビ学事ニ関スル町村吏員更迭ノ事 (六) 学校長以下職員賞罰及増俸手当報酬恩給等ノ事 (七) 教育ノ方針ヲ指揮セラレシム事 (八) 教授時間割編製ノ大略 (九) 管理監査ニ付必要ナル規定ヲナセシム事 (十) 著シキ教授管理法ノ改良ヲナセシム事 (十一) 児童入退学猶予免除等ニ関スル事 (十二) 児童学業試験成績ノ大略(卒業及修成) (十三) 児童賞罰ノ事 (十四) 儀式ノ概況 <small>児童卒業修成証書授与式学校創立記念式祝祭日新年式入学式等ノ類</small> 【左欄の「紀祈式」の「紀」は、ここでは「記」となっている。】 (十五) 本校教育ニ付著シキ功績アリシ者ノ氏名及事実ノ事 (十六) 教育官等ノ巡視ニ付学校ニ対シ談話演説アルトキハ其大要 (十七) 天災時変ノ概況 (十八) 教育普及ノ為メ幻灯会茶話会談話会等ヲ設クルトキハ其概況 (十九) 陛下殿下ヲ送迎スルトキハ其概況 (二十) 児童実地終業又ハ運動会其他動植物礦物標本ヲ採集スルトキハ其概況 (二十一) 必要ト認ムル諸件	

表3 用行義塾から袋井東小学校までの略年表（明治期中心） 【本誌本巻別掲拙稿で「表1」として示した年表と同一のもの。時期の欄の左端に「*」を付した行は、袋井東小学校のホームページに掲載（2015年2月時点）されている年表の文言をそのまま書き写したことを意味する。他の行は小栗による。★等の符号の意味を含め、この年表に関する詳細は本誌本巻別掲拙稿「袋井東小学校の年表掲載情報に関する考察」を参照のこと。】

時期(明治期中心に)	学校名等	備考(小栗による)	学校の所在地・行政区域の変遷等(この列は全て小栗が記入)
*明治5年6月25日	私立用行義塾創立(久津部字新屋)		久津部村
*明治6年6月10日	公立久津部学校(広岡村、国本村の二ヶ村による)創立		【左の2つの村は、当時は存在していない】
明治6年(用行義塾廃止後)	「第拾壹大区拾壹小区公立小学久津部学校」に【★】		—
明治7年4月	後の国本村、広岡村、高尾村3村の「連合公立学校」に【★】		—
明治8年	—	久津部、北原川、不入斗、周知郡菅ヶ谷が合併して国本村に、また上貫名、下貫名、方丈、反所、袋井村が合併して広岡村に。【角川】	国本村
明治12年	—	山名郡が発足 【角川】983頁【郡区町村編制法による】	山名郡国本村
(明治12年1月～の資料)	「久津部校」	【別稿「写真3」を参照】	—
(明治12年6月～の資料)	「久津部小学校之印」	【別稿「写真2」を参照】	—
*明治12年9月29日	公立小学刮目舎と改称		—
明治12年9月	公立小学刮目舎	←愛野、広岡、国本の3村連合で設置【*】 ←戸倉新資料でも、当時は3村連合の学校であることが確認できる。【★】	久津部学校を廃して設置
明治12年11月	高尾村が学区から分離、愛野村が入る【★】		—
明治12年12月16日	「公立小学刮目舎」と改称【★】		—
明治13年11月	山名郡国本村設置公立小学刮目舎	←戸倉新資料①に記載の校名【★】	山名郡国本村
明治14年10月4日	【校舎を新築・移転】	←広岡村久津部79番地に【○】	広岡村久津部
明治14年10月20日	【校地変更】 【この移転までは用行義塾創設以来の場所に設置】	←用行義塾創設以来、明治14年10月20日までは、国本村久津部字新屋2080番地の1が校地 ←10月20日から広岡村久津部檜ノ木に校地を変更【◎】	広岡村久津部 【久津部は国本村が広岡村に変わったのか、それとも両村に久津部があったのか、詳細は不明】
明治14年10月20日	【この移転までは用行義塾創設以来の場所に設置】	←今回の新築移転までは「国本村久津部」にあったと記載あり。【○】 ←戸倉新資料①からも、この新築校舎が出来るまでは用行義塾発足時の校舎を使用していたことが分かっている。【★】	【「久津部」は国本村と広岡村の両方に地名として残されたことになる】
明治14年10月20日	【新築校舎の落成式挙行】	【*】	【以降も広岡村】
明治14年	村立連合小学刮目舎	←戸倉新資料②に記載の校名【★】	—
(明治17年の資料)	「村立小学刮目舎」とある	【△】	—
*明治19年2月1日	尋常小学刮目舎設置(広岡、国本、愛野、豊沢、高尾の5ヶ村)豊沢と高尾に分校をおく		—
明治19年2月	公立小学刮目尋常小学校とする 【上の「尋常小学刮目舎」と校名が違う点に注意】	←明治16年に広岡、国本、愛野、豊沢、高尾の5村で1行政区画となり、更に19年2月に1行政区画1学校の制になったため。また、豊沢、高尾に分校を置く。【*】	【この時は5村の合併ではなく、学区のみの変更】
明治19年9月	山名郡第三学区尋常小学刮目舎に改める	上記と同じ5ヶ村を設置区域とし、愛野分校、豊沢分校、高尾に分校「洗心館」を置く【▲】	—
(明治19年の資料)	「村立小学刮目舎」とある		—
*明治22年2月1日	広岡村、国本村、村松村、三ヶ村で久努村となる		久努村
*明治22年11月29日	久努村、刮目尋常小学校を広岡90へ設置		久努村
明治22年	久努村、刮目尋常小学校を改設	←国本、広岡、周知郡村松の3村合併により山名郡久努村になったことを受けて。このとき豊沢、高尾、愛野の旧3村は分離。【*】3つの分校も分離【▲】	山名郡久努村 【村松に村松分校を置くも、1年で廃止】【▲】
明治22年12月20日	静岡県山名郡校札を「久努学区刮目尋常小学校」に改める	【『沿革誌 明治20～24年』明治22年12月20日の条より】	久努村
明治23年2月13日	校印調整、「静岡県山名郡久努学区公立刮目尋常小学校印」	【『沿革誌 明治20～24年』明治23年2月13日の条より】	久努村
明治25年5月1日	久努村立刮目尋常小学校を設置	←明治23年の小学校令と明治25年の県令第一号を受けて。【*】	久努村
*明治26年10月30日	高等科2年設置し久努村立刮目尋常高等小学校と改称		久努村
明治26年11月1日	久努村立刮目尋常高等小学校となる	←高等科の設置が許可されて。【*】	久努村
明治29年	—	久努村が磐田郡に入る【角川】381頁	磐田郡久努村
明治41年3月18日	刮目尋常小学校に	←義務教育延長で高等科廃止による【▲】	
明治42年	刮目尋常高等小学校に	←高等科2年を再び併置したことによる【▲】	
*昭和16年4月1日	久努村立久努国民学校に校名変更		久努村
*昭和22年4月1日	久努村立久努小学校に校名変更、刮目中学校併置		久努村
*昭和24年8月31日	袋井中学校と合併移転	【移転は刮目中学校のみのことであろう】	久努村
*昭和27年10月10日	袋井町立袋井東小学校に校名変更	←【磐田郡久努村と袋井町が合併し新しい袋井町になったため】	袋井町
*昭和33年11月1日	袋井市立袋井東小学校に校名変更	←【袋井町が市になったため】	袋井市

ずである。それなのに、用行義塾の後の学制から始まる「一般教育制度ノ概要」なる印刷物を、ただ機械的に置くことから、この『沿革誌（袋井東小学校）』は始まっているのである。用行義塾の記述は、その後の第二章の冒頭に置かれている。構成上、時間が逆転していることになる。このようになっているということは、冒頭部分にはこの印刷物を入れればよい、次には何々について記さない、というような上からの指示があって、それに従ったためであると考えるのが自然であろう。

以上のことから、この『沿革誌（袋井東小学校）』は、県の指示によって始められたもので、しかも予め決められたマニュアルのようなものがあって、それに従って作成されたのではないかと筆者は推測した。

第2の補強材料は、2セット目の『沿革誌』の中にあつた。上のように考えながら2セット目の『沿革誌』を見始めると、不意に次のような記録が眼に飛び込んできて筆者を釘付けにした。明治26年12月1日付けで、県から「甲第三十四号」を以て、「沿革誌編成心得」が発せられた、と記されているのである⁽¹⁰⁾。「心得」の内容は、ここには何も記されていないので不明であるが、マニュアルのようなものであつた可能性も否定できない。いずれにしても、この記録の存在から、県が沿革誌編成に大きく関与していた事実が判明する。そうであるならば、県が用意したはずの印刷物が初めに綴じ込まれていたことも首肯できる。

以上2つの補強材料を傍証として加えることで、1セット目の『沿革誌』は上からの指示で作られたのではないかという筆者の推測は、ほぼ間違いないと考える。

(2-4) 編纂開始時期の推定

次に、1セット目の『沿革誌』がいつ作られたのかという点について考えたい。

なぜこれを問題にするかと言えば、表2に示した実際の目次から明らかのように、このセットの『沿革誌』には「本校設置前」と「本校設置後」に分けて書かれている箇所が幾つもあるからである。例えば、『沿革誌 第一編』「第二章 学校制定ノ諸規定」の「第一節」に「本校設置前ノ概況」があり、ここに用行義塾に関する最もまとまった記述がある。ここでいう「本校」が、どの学校であるかによって、用行義塾に関する情報の信用度が変わってくる可能性がある。すなわち、「本校」が用行義塾に近い時期の学校であれば、それだけ用行義塾の情報も新鮮で信頼性が高いことになる。「本校」がどの学校を指すのかを明らかにすることは、この資料がいつから作られたのかを明らかにする作業と同じである。それゆえ、編纂開始時期を推定する必要がある。

この問題に関して筆者が実際に行った推論の過程を示すと以下ようになる。

初めに考えたことは、『沿革誌（袋井東小学校）』の表

紙に記された校名である。表2に示した画像から明らか通り、1セット目の『沿革誌』の表紙の殆どには、右から順に「久努村国民学校」「刮目尋常高等小学校」「静岡縣磐田郡袋井町立袋井東小学校」「静岡県袋井市立袋井東小学校」の4つの校名が墨書または捺印されている。

4つの校名の時期を示すと、表3の年表から分かる通り、「久努国民学校」は昭和16年4月1日からの校名であり、刮目尋常高等小学校は明治26年10月30日からの校名、袋井町立袋井東小学校は昭和27年10月10日からの校名、袋井市立袋井東小学校は昭和33年11月1日からの校名である。

従って、表紙にある一番古い校名は「刮目尋常高等小学校」である。その他の校名は後の校長の判断で、適宜付け加えられたと考えればよい。また実際の『沿革誌（袋井東小学校）』の表紙では、戦前の古い校名である刮目尋常高等小学校と久努村国民学校の上に、削除を意味する朱の二重線が引かれている。古い名前を削除して、新しい名前を付け足していった証拠である。従って、表紙に書かれた一番古い学校がこの表紙を付けた学校、すなわち1セット目の『沿革誌』を編纂した学校と見做してよいであろう。

それは刮目尋常高等小学校である。しかも、表紙にある「刮目尋常高等小学校」が一番大きな字で書かれている。この学校名は明治26年以降のものであるから、明治26年以降に1セット目の『沿革誌』が編纂されたと考えれば表紙の校名と合致する。

しかし、それだけでは確定はできない。既にまとめられていた沿革誌に、後から新しく表紙を付け加えた際の学校が刮目尋常高等小学校であったという可能性もあるからである。他に決定的な証拠がなくてはならない。そう思いながら、更に資料の中身を吟味することにした。

そこで次に考えたことは、『沿革誌 第一編』冒頭に置かれた編纂者（校長）の一覧である。

最初に登場する校長は明治11年の清水清太である。それ以前の校長は記されていない。これを見た瞬間は、この『沿革誌』は明治11年から編纂が始められたのではないかと単純に考えた。

しかし、すぐにそれは間違いであることに気が付いた。編纂者一覧の次に、実質の『沿革誌 第一編』の本論が始まるのだが、その最初に置かれた第一章は、前述の通り県による印刷物で代替されている。

この印刷物の最後に記されているものは「教育會規則」であるが、この規則は「明治十四年十月五日本縣甲第五十九號布達ヲ以テ教育會規則別記之通定メラル」とある。明治14年制定の規則が印刷され、その印刷物が冒頭に綴じ込まれているのであるから、それより前の明治11年に『沿革誌（袋井東小学校）』を作り始めることは不可能である。同時に、このことから、いかに早くとも明治14年以降に編纂が開始されたことが分かる。

但し不思議なことがある。これも前述した通り、この印刷物は60頁（正確には60丁）までであることが、手書きの文章でわざわざ示されていた。実際にこの印刷物は見開きにした時には60枚になる分量がある。しかし、印刷物最後の頁にある「教育會規則」は第一条の途中までしかなく、文章が途中で切れてしまっている。元々は次頁以降にも何らかの記述があったはずである。ただ、冒頭に「六十頁」までが印刷物であるという断り書きがなされているので、『沿革誌（袋井東小学校）』編纂の最初から、この状態のままであったことは確実である。文章が途中で切れていることに気付いていたかどうかは分からないが、最後の頁数（正確には丁数）だけを記して、そのまま綴じこむというのは余りにも安易で機械的な作業である。このことも、1セット目の『沿革誌』が編纂者の主体性によって作られたのではないことを示す証拠の1つになる。

ここで問題なのは、途切れた後の先には、何がどこまで印刷されていたのか、ということである。その最後の部分が判明すれば、編纂開始時期を明治14年よりも後まで下ることができるはずである。しかし残念ながら、存在しない部分が何であったかを探る術はない。

そこで、この印刷物から推定し得る最も遅い時期の明治14年を考えてみると、表3の年表から、当時の校名を探すと公立小学刮目舎（明治12～）が該当する。但し、表3の明治14年の他の記録には「村立連合小学刮目舎」の名称もあるので、最大公約数を取ると「小学刮目舎」である。

ところが、『沿革誌（袋井東小学校）』の表紙の校名には「小学刮目舎」または「刮目舎」の文字はない。刮目舎の校名が表紙にないことと、県の印刷物が明治14年以降についても言及していた可能性があり得ることを考えると、編纂開始時期として明治14年を想定することは無意味なようである。

そこで『沿革誌（袋井東小学校）』の本文に戻って読み進めることにした。すると、意外にも簡単に「本校」の答えが見つかった。明快に記されている箇所があったのである。『沿革誌 第一編』「第二章」「第二節」の1行目にある、「本校ガ明治二十二年設置セラルト共ニ」という記述がそれである。明治22年に設置されたのが「本校」であった。それは、久努村が誕生したことを受けて設置された久努村の「刮目尋常小学校」である（表3を参照）⁽¹¹⁾。高等小学校が置かれる4年前である。従って「本校」とは、表紙に書かれた「刮目尋常高等小学校」ではなく、「刮目尋常小学校」であると断定できる。

すると今度は、表紙にある最も古い校名はなぜ刮目尋常小学校ではなく、刮目尋常高等小学校なのか、という問題が生じる。

これについての筆者の答えは以下の通りである。すなわち、『沿革誌（袋井東小学校）』の編纂は、高等科が置

かれた明治26年以降に開始されたと考えればよい。そのため表紙にも刮目尋常高等小学校と記すことができた。高等科が設置されていない時期では、「高等小学校」と名乗ることは不可能だから、そのように名乗ることが出来たということは高等小学校の時期に表紙が作られたことを意味する。しかし高等科が置かれた時も、元の尋常小学校の課程はそのままであるから、「刮目尋常小学校」が無くなった訳ではない。尋常小学校の上に高等科が設置されただけであるから、母体はあくまで尋常小学校である。それゆえ高等科が設置された明治26年当時も、「刮目尋常小学校」が設置されたその時をもって「本校」が設置されたとする意識はそのまま残っていた。そのため、例えば、表3の明治26年11月1日の所に記したように、校名が「久努村立刮目^{尋常}高等小学校」と分かち書きで記されることもあった。分かち書きされるということは、刮目尋常小学校と刮目高等小学校が並立しているというイメージである。学校の実態もそれが正しい。そのため、沿革誌の編纂が始まった時は高等科が出来ていたけれども、刮目尋常小学校ができた明治22年が「本校」の設置時期であると意識され続けていたということである。以上が筆者の推測である。

そのように考えていた時に、前述の通り2セット目の『沿革誌』から、「沿革誌編成心得」が明治26年12月1日に県から発せられていた事実を知った。明治26年に高等科が置かれ、それ以降に編纂が開始されたというのが上記の筆者の結論であったが、それとも見事に符合する。

以上のことから、『沿革誌（袋井東小学校）』は、明治26年末に県からの指示を受けて編纂が開始されたと筆者は推断する。すると、用行義塾から約20年後の文章ということになる。

(2-5) 2セット目の『沿革誌』について

次に2セット目の『沿革誌』について述べる。これは2冊で構成されるものだが、そのうちの1冊目は、章立てがなされておらず、日誌のように編年体で出来事が記録されている資料である。最初の記録は明治20年1月1日の新年の儀式のことで、最後は明治24年12月21日の閉業式の記録で終わっている。なぜこれで『沿革誌』と言えるのかは分からない。また、何のためにこれが書かれたのかも、資料それ自体からは何も分からない。

これが作られた時期については、内容が明治20年初めから24年末までなので、早くも明治25年のうちにまとめられたものと推定できる。表紙には「自明治廿年」「至同 廿四年」と2行に分けて書かれているが、内容もまさしく同じである。

2冊目に移る。この資料の特徴は章立てがなされ、1セット目の『沿革誌』を縮小して1冊にしたかのような構成になっている点である。だが、なぜこのような形で記録されたのかは、やはり不明である。

こちらは表紙に「明治廿五年」「明治廿九年」と2行に分けて書かれている。「自」と「至」の文字はないが、1冊目と同じように「自明治廿五年」「至明治廿九年」の意味で書かれているのであろう。

また、これだけが、表紙右上に「曾号」と朱書きされている(表2の表紙画像を参照)。これの意味が最初は分からなかったが、後に整理記号であることが判明した。2015年3月に袋井東小学校から借用した文書束の中に、「号外 書類目録簿」の表紙がある文書が含まれていることを知った⁽¹²⁾。その中に、当時の学校が保管していたと思われる書類が列記されたリストがあった。写真1はそのリストの一部である。列記されている書類1つひとつの冒頭に整理番号のように「〇号」の文字が付けられており、「〇」の部分には記号が1つだけ付されている。記号には、いろはにほへと、甲乙丙丁、子丑寅卯などの順序だった文字列の1文字だけが順番に使われている。その1文字が書類の固有記号になっているのである。そのうち「曾」は、いろは47文字を漢字で表記したとき、「わかよたれそ」の「そ」に当たる文字のことであった。いろは47文字も平仮名だけでは数が尽きてしまうので、漢字等のバージョンも取り入れて固有記号を増やしていた。それだけ大量の書類が保管されていたことになる。

ちなみに、「曾」の前は「禮」(れ)の文字が使われており、そこには「一 禮号 沿革誌 自明治九年 至同廿四年」と書かれている。その次に「一 曾号 同 自明治廿五年 至」と書かれている(写真1の左端)。この「曾号」が2冊目の『沿革誌』にあたる。写真では「至」以下が空白になっているので、このリストが作られた時点ではまだ記録途中で

完成していなかったものと考えられる。原物の表紙には空白部分にあたる箇所に「明治廿九年」⁽¹³⁾の文字が記されている。

なおこのリストから分かる、より重要な発見は、「曾号」の前にあたる明治9年から24年の『沿革誌』が別に存在していた事実である。残念ながら、その冊子は、袋井東小学校から借用した資料の中には存在しなかった。校長の小澤一則先生による調査で「沿革誌」と名のつくものは全部提供頂いたはずなので、その調査に遺漏がなければ、この『沿革誌』は既に消失している可能性が高い。事実であれば非常に残念である。

さて、この2冊目の中身についてであるが、まず冒頭に目次が置かれ、しかもその目次には項目ごとに「丁数」が記されている。例えば、目次の「(一) 学校創設及廃止分合ノ事」の下には丁数が「二」と記され、「(七) 教育ノ方針ヲ指揮セシ事」の下には「二六」とあり、同様にすべての目次項目に丁数がある。

既述の通り、袋綴じにされる前の1枚の用紙を数える時に用いるのが1丁、2丁という数え方である。今日的に言うと、山折に綴じた部分の表側と裏側の2頁分が1丁に相当する。実際の『沿革誌 明治25~29年』に綴じ込まれている用紙にも、山折部分の所に朱で数字が書かれている。

ところが、ここでも不思議なことがある。確かに綴じられた用紙には、章に相当する各々の項目の最初に目次通りの丁数が記され、その丁数に相当する枚数の所から書き始められているのだが、その章の1枚目の部分には何かの文章が書かれていても、2枚目以降の所は白紙のまま綴じられているという状態が多く見られるのである。中には多くの情報が書き込まれている所もあれば、数行しかない所もある。これでは「沿革誌」と銘打って保存するには相応しくないであろうと思われるほどに、アンバランスかつ貧弱な中身でしかない。今後更に書き足すつもりで用紙を十分に用意しておいて、そのことを前提で丁数も、綴じた枚数分を正しく記したということなのであろうか。そうすると、この資料はまだ完成していない資料ということになる。しかしなぜ、このようなことになるのであろうか。

収録されている情報としては、表紙に記された時期の通り、明治25年から29年の出来事が記されている。例えば、「(四) 学校経済 毎年度教育費予算決算ノ款項及授業料ノ多寡寄附金等 二関スル事」の項目の最初は、「明治廿五年度教育費予算額」から始まっており、「(六) 学校長以下職員賞罰及増俸手当報酬恩給等ノ事」も明治25年6月9日に元刮目尋常小学校訓導・小林平次郎と同・鈴木茂平に「勉勵賞与」として「金壹円」ずつが与えられたという記録から始まっている。「(十四) 儀式ノ概要 児童卒業修成証書授与式学校創立記念式祝祭日新年式入学式等ノ類」も、明治25年1月6日の始業式から記録されている。

写真1 「曾号」の文字がある書類目録簿の一部



最後の記録は、いずれも明治 29 年の記事で終わっている。次に、この 2 冊目が作られた時期について考えてみたい。最後の記録が明治 29 年のものであるから、資料として完成を見たのは、どんなに早くても明治 30 年以降と推定できる。それでは、編纂が開始された時期はどうであろう。既述の通り、これも白紙が綴じ込まれているから逐次追記が前提の資料ということになる。資料の完成と編纂の開始は、相当期間の隔りがあるとも考えられる。そこで開始時期は別に考えなければならない。

手掛かりとなるのは、冒頭の「(一) 学校創設及廃止分合ノ事」の中身が、用行義塾から書き起こされ、明治 26 年 11 月 1 日に高等科設置が許可され「久努村立^{尋常}小学校」となったことまでで終わっているという事実である（(その 2) の情報 No.13-1 を参照）。そのうち、明治 25 年 5 月 1 日に^{尋常}小学校が設置されたことを述べる部分までは一度も改行がなく、一気に書かれたことが確実である。その後明治 26 年の高等科設置の件が 2 行で記されているが、その部分だけが改行されている。しかもこの 2 行の文字は、それよりも前の文字と比べて太さや字体がやや異なっており、後から別人によって書き足された可能性もあり得る。

従って、末尾 2 行を除いた部分の内容を根拠として、この文章は、どんなに早くとも明治 25 年 5 月よりも前に書くことは不可能であると言える。つまり、この冊子の編纂は、それより後に開始されたことになる。では、どれくらい後の時期になるのか。それに関しては残念ながら何も手掛かりがない。断定できることは、開始が明治 25 年 5 月以降であるということだけである。

最後に 1 セット目の『沿革誌』との関連性について述べておきたい。根拠のない想像であるが、筆者は初め、もしかすると 1 セット目の『沿革誌』を作る前に、試行的に作られたパイロット版が 2 セット目の資料ではないと考えた。正式版である 1 セット目の作成作業に完全移行したために途中で書き込みが放棄され、そのため多くの白紙がそのまま残された形になったのかもしれない、と。

しかし、そうだとすると、県からの指示を知った上で作られたことになるから、1 セット目の『沿革誌』の目次と 2 セット目のそれが、もっと酷似しているべきであろう。実際には似ている部分もあるが、異なる部分もある。

さらに、「曾号」より 1 つ前の「禮号」として明治 9 年から明治 24 年までの『沿革誌』が別に存在していた事実が判明した。つまり、明治 26 年の県からの指示で作られた 1 セット目とは別の性格のものとして、もともと作られた『沿革誌』がこの学校には存在していたのである。2 セット目の『沿革誌』もその延長と考えるのが自然であるかもしれない。但し 2 セット目のうちの 1 冊目は、その内容と記述のされ方から見て、『沿革誌』というより

も校務日誌のような性格の文書である。理由は不明だが、それを『沿革誌』と名付けただけなのかもしれない。

書誌情報として紹介できることは以上で全てである。

(2-6) [補足] 県の指示文書

以上で脱稿とする予定であったが、その直前に、別件で袋井図書館所蔵の資料を見ていた時、予期せぬところで、『沿革誌』に関する県の指示を示す文書と遭遇した。欲しと思っていた情報が、勝手に向こうから飛び込んで来るような不思議な経験が本研究中に何度かあったが、これもその 1 つである。

『静岡県史 資料編 17 近現代二』の中にある、「21 [学校沿革誌編製項目・同心得につき知事訓令] 明 26・10・7」⁽¹⁴⁾がそれである。沿革誌を編製するよう知事から訓令が出されていたのである。しかも時期は、推測通りの明治 26 年である。

「項目」として指示された内容を列記すると以下の通りになる（原資料の漢数字はここではアラビア数字に直している）。

- 第 1、制度
 - 1、一般教育制度ノ概要
 - 2、学校制定ノ諸規定
- 第 2、設備
 - 1、学校設置区域
 - 2、学校ノ設廃分合及位置
 - 3、学校ノ名称、資格
 - 4、校舎、校地、校具及教員住宅ノ概況
- 第 3、学校基本財産
 - 1、学校基本財産ノ設廃並支消売却等ノ概況
 - 2、学校基本財産ノ管理方法
- 第 4、校員
 - 1、学校職員ノ住宅
 - 2、学校職員ノ資格及俸給
 - 3、学校職員ノ賞罰
 - 4、学級ニ対スル職員ノ配置
- 第 5、生徒
 - 1、学齡児童
 - 2、就学不就学
 - 3、入学及半途退学
 - 4、卒業生徒
 - 5、生徒成績ノ概要
 - 6、生徒ノ賞罰
 - 7、学級ノ編制
- 第 6、経済
 - 1、毎年経費ノ予算及決算ノ摘要
 - 2、学校基本財産ヨリ生スル利子ノ員数
 - 3、寄附物件
 - 4、授業料
- 第 7、学事関係ノ吏員
 - 1、管理者ノ異動
 - 2、学務委員ノ異動
- 第 8、記事概要
 - 1、尊影及勅語謄本等拝受ニ関スル件
 - 2、当局官吏ノ視学ニ関スル件
 - 3、職員出張等ニ関スル件
 - 4、天災地変其他学校ニ影響ヲ及ホシタル事件
 - 5、其他重要ナル事件

第9、附記

- 1、学校ノ為メニ功勞アルモノ、事績
- 2、学校職員ノ履歴
- 3、学校ト家庭ト聯絡ノ情況
- 4、就学勸誘ニ関スル方法

さらに、この後に続く「心得」の部分を紹介すると以下の文言となる（ルビは小栗による）。

- 一、学校沿革誌ハ其学校創立以来ノ^{かく}閏歴ヲ明瞭ニシ、殊ニ学校ノ為メ尽力セシ篤志者又ハ教育ノ為メ励精セシ教師ノ事績、履歴ハ詳細ニ附記シ、其功勞ノ湮滅ニ帰スルノ遺憾ナカラシムヘシ。
- 一、学校沿革誌ハ二通ヲ編製シ、一通ハ学校ニ於テ、一通ハ市町村役場ニ於テ保管スヘシ。
- 一、学校沿革誌編製方ハ各項毎ニ多少余紙ヲ存シ置キ、毎学年末ニ於テ校務日誌其他関係帳簿等ヨリ抄出シ、或ハ管理者、学務委員等ニ協議シ、其学年間学事ニ係ル較著ノ事績ヲ登録スヘシ。
- 一、学校沿革誌ハ明治廿七年一月三十一日迄ニ編製ヲ了シ、其旨市立小学校ニ於テハ市役所ヲ經、町村立小学校ニ於テハ町村役場郡役所ヲ經テ県庁ヘ届出ツヘシ。

前述の通り、県からの指示は、『沿革誌』では12月1日付けとなっていたが、県史の資料では10月7日付けになっている。日付に2か月弱のタイムラグがある理由は不明だが、時期としては、ほぼ同じ頃である。

県から指示された「項目」を見ると、表2で示した『沿革誌 第一編』冒頭掲載の目次に記されたものと、殆ど同一であることが分かる。目次に記載がなく、冊子だけが存在していた『沿革誌 第九編』も、県からの指示に含まれていた内容であることが、これで判明した。また、「余紙」が多数綴じ込まれていた事実も、県からの指示に従ったものであることが分かる。これらのことから、1セット目の『沿革誌』が、明治26年の県の指示に従って作られたものであると明確に証明できる。但し、その指示が出された時期は10月7日と12月1日の2説があり、この時期だけは、いずれが正しいのか特定することができない。

また、上の知事訓令からさらに分かったことは、編製を終える締め切りが明治27年1月末とされていた点である。10月から数えても3ヶ月間、12月からであったとしたら2か月間しか編製作業の時間がないことになる。これだけの分量の資料をまとめるには、十分な時間であったとは言えない。各種の齟齬があったり、熱意がこもっていないと思えるような作り方になっていたのも止むを得ないと思われる。

紙数が尽きた。これら調査を終えた資料から判明した用行義塾に関する情報の紹介と考察は、(その2)で示す。(続く)

- (1)『静岡県教育史 通史篇上巻』(昭和47年11月3日発行、静岡県率教育研修所・編集、静岡県教育史刊行会・発行。袋井図書館所蔵)
- (2)『静岡県教育史 年表統計篇』(昭和42年3月31日発行、静岡県率教育研修所・編集、静岡県教育史刊行会・発行。袋井図書館所蔵)
- (3)『袋井東小学校沿革史』は『静岡県教育史 通史篇上巻』255頁に、「刮目尋常高等小学校『沿革誌』」は『静岡県教育史 年表統計篇』212頁に記載がある。
- (4)花井信『近代日本地域教育の展開』(1986年12月1日、梓出版社)。花井氏(当時静岡大学教育学部助教授)は袋井市史編纂に関わり、用行義塾の記述もある『市史・通史編』の「第六編 近代袋井の学校と教育」を執筆した人である(『市史』参照)。この本でも、袋井市史編纂過程で氏が得た資料を用いて、多くの考察がなされている。
- (5)磐田歴史の会『磐田人物往来』(平成12年9月23日、磐田歴史の会・発行。東海道400年祭エントリ―承認第216号。袋井図書館所蔵)
- (6)同上、51頁。
- (7)同上、70頁。
- (8)静岡県立教育研修所は、静岡県教育史編さん委員会(昭和42年度に組織)が前掲『静岡県教育史』をまとめる事業を行うに当たり、事前の下準備として昭和39年から基礎的資料の調査を始め、昭和42年6月に『静岡県教育史関係資料目録(その1)』を発行している(以上『静岡県教育史関係資料目録(その1)』(静岡県立教育研修所、昭和42年6月)1頁)。オレンジ色の用紙は、この時の調査で目録に登録されたことを示すものと思われる。
- 事実、『静岡県教育史関係資料目録(その1)』に、袋井東小学校で調査された結果が幾つも記載されている。そのうち362頁に、袋井東小学校に所蔵されている「沿革誌」(本稿でいう1セット目)について「10冊」と記されている。筆者の調査では本論に記した通り11冊を確認している。この食い違いの理由はよく分からないが、本稿表1で示した資料No.11のみは表紙に「沿革誌」の文字が大きく記されていないので存在に気付かず、それを含まなかった結果としての10冊であろうか。
- なお、オレンジ色の紙で、もしものときには連絡をせよと指示している母体(静岡県立教育研修所・教育史史料室)と連絡先(当時の三島市の住所と電話番号が記されている)は、今では存在しない。静岡県立教育研修所は、他の組織と統合されて平成7年から静岡県総合教育センター(掛川市)となっている(静岡県総合教育センターのホームページ→総合案内→理念・沿革・条例及び規則→沿革のページ=http://www.center.shizuoka-c.ed.jp/index.php?action=pages_view_main&page_id=55を参照。2016年1月時点)。
- (9)但し、別紙の印刷物は「一頁」から「六十頁」までであると記されているが、これは正しい表現ではない。この印刷物も袋綴じにされているが、山折にされた用紙を開いて1枚にしたとすると、用紙の中央、すなわち山折にする部分に実際に「一」から「六十」の文字が、1枚に1文字ずつ印刷されている。従って、正確には「六十頁」あるのではなく「六十丁」と言うべきである。「丁」は袋綴じにする前の用紙1枚を数える単位であるが、その用紙を袋綴じにした場合、その1枚は今日の本をイメージすると表裏の2頁分に相当する。つまり60丁ある印刷物は、今日的な頁の数え方で言えば120頁分に相当する。実際それに相当す

るだけの分量がある。

(10) 別掲拙稿(その2)の表5にある情報No.13-11を参照のこと。

(11) 別のところでも、例えば『沿革誌(袋井東小学校)』「第七編 學事関係吏員」の「第二章 本校設置後」が明治22年度から始まっている点からも、「本校」が明治22年の学校を指すことを証明できる。なお、「久努村立」という言葉は更に後の明治25年まで待たなければならない。明治22年当時は「久努村立」という言い方はしていない。

ところで、第二編第四章(なぜか冊子の冒頭に置かれている第四章)第三節の1行目に「明治二十二年四月本校ヲ設置スルヤ元刮目尋常小学校ノ校舎ヲ以テ本校ノ校舎ニ充ツ」の文がある。明治22年の設立時には、既に元の「刮目尋常小学校」の校舎があり、その校舎をそのまま用いたと記されているのである。袋井東小学校自身のホームページでは、「刮目尋常小学校」は明治22年からの校名であり、その前の校名は明治19年設置の「尋常小学刮目舎」と記されていたので、筆者もそれを信じていた。それゆえ、上記『沿革誌』に出てくる明治22年以前の元の校舎の名前が「尋常小学刮目舎」ではなくて、なぜ「刮目尋常小学校」なのかということが理解できず、その矛盾を解決できなかった。

ところが『沿革誌 明治25~29年』に、明治16年に広岡、国本、愛野、豊沢、高尾の5村で1行政区画となり、更に19年2月に1行政区画1学校の制になったため、公立小学刮目尋常小学校に改めたという記事があった(本稿表3及び(その2)掲載の情報No.13-1を参照)。つまり「刮目尋常小学校」は明治22年からではなく、明治19年からの名称であった。従って、明治19年設置の学校は「尋常小学刮目舎」であるとする袋井東小学校HPの記録は間違っている可能性がある。但し、「刮目舎」の名称を用いた当時の別の資料もあり、間違っていると断定するのは尚早かもしれない。この時の校名の問題については、本誌本巻別掲拙稿「袋井東小学校の年表掲載情報に関する考察」も参照のこと。

(12) 「学校新口築費支出予算細目(明治十三年九月)」(口は一字不明)の題名の文書から始まる文書束の中に、この「書類目録簿」があった。

(13) なお、リストには「一 曾号 同 ^{自明治廿五年} 至」_至と記されているが、「曾号」の印がある資料の実物には「自」と「至」の文字は入っていない。

(14) 『静岡県史 資料編17 近現代二』(編集発行・静岡県、平成2年3月21日)863~865頁。